

## 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和4年度建設業情報管理システム電算処理業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 多田 智  ( 広島県広島市中区上八丁堀6-30 )
契約締結日	令和4年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般財団法人建設業情報管理センター  ( 東京都中央区築地2丁目11番24号 )
契約金額	金55,000円 (1ユーザID当たり・月額) ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表  ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
契約した理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	単価契約

## 随意契約理由書

1. 件 名 : 令和4年度建設業情報管理システム電算処理業務

2. 契約相手方名 : 一般財団法人建設業情報管理センター

3. 随意契約理由 :

建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局）及び都道府県（以下「許可行政庁」という。）が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、

- ① 建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する
- ② 建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行う

こと等を目的として行うものであるが、国及び都道府県においては、上記業務を行うためのシステムを自ら所有していないことから、上記の目的を達成するためには外部の法人等が所有する「上記を可能とするシステム」を利用せざるを得ない。

本業務に利用可能なシステムは、一般財団法人建設業情報管理センターが開発・所有する建設業情報管理システム以外には存在しておらず、また、本業務については、上記のとおり、すべての許可行政庁が同一のシステムを活用して行う必要があることから、上記法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。